

●特集

家畜伝染病予防法の一部改正について

●窓

第57回 一般社団法人日本食肉加工協会
副理事長 百済 徳男 氏 「受け継がれてきた「至誠通天」の想い」

●業界をめぐる動き

- ・NSK 会第 40 回通常総会開催について
- ・支部だより～九州支部だより～
- ・2020 年 6 月 スーパーマーケットの畜産品売上などについて
- ・食肉科研 (KAKEN) コラム #61

●ひろば

第55回 株式会社カルネス

●海外情報

1. コロナ禍の影響を受ける外食・食品小売業界 (カナダ)
2. 2020年上半期の養豚業の利益は、前年同期比19倍 (中国)



特集をちよっと読み



SPECIAL
EDITION

特集

家畜伝染病予防法の一部改正について

石井 裕隆 農林水産省 消費・安全局 動物衛生課 法令係長

1. 家畜伝染病予防法について

家畜伝染病予防法は、家畜の伝染性疾患の発生を予防し、及びまん延を防止することにより、畜産の振興を図ることを目的とし、昭和 26 年に制定された。

家畜伝染病予防法の基本的な考え方を端的に言えば、第一に、家畜の伝染性疾患の病原体の家畜への侵入リスクを可能な限り低減することであり、第二に、迅速に家畜の伝染性疾患の発生状況を把握し、仮に発生した場合に、早急にその封じ込めを図ることである。

このため、家畜伝染病予防法では、日々の家畜の健康管理と同義である飼養衛生管理基準の遵守を家畜の所有者に義務付けることをはじめとした発生予防措置のほか、悪性の家畜の伝染性疾患について、ひとたび発生した場合に患畜等と殺の義務付け等の強権的な措置を可能とするまん延防止措置を規定し、あわせて、我が国への家畜の伝染性疾患の病原体の侵入を防止するための輸出入検疫措置などを規定しているところである。

続きは定期購読で！

定期購読のお問い合わせ

一般社団法人日本食肉加工協会 日本ハム・ソーセージ工業協同組合 総務部

TEL : 03-3444-1211 FAX : 03-3441-8287 E-mail : ask@hamukumi.or.jp